

ることなどは、不正競争防止法上の「不正競争」に該当する可能性がある（不正競争防止法2①四〜十）<sup>(9)</sup>。不正競争防止法の適用がある場合、被害者は差止請求（同法3）や損害賠償

請求（同法4、5等）などの民事措置を講じることができるほか、違反者には刑事罰が科される可能性がある（同法21、22）。

<sup>(8)</sup> 金型図面や金型加工データの意図せざる流出の防止に関する指針（経済産業省平成14・06・12製局4号）  
<sup>(9)</sup> 前掲注(8)

### 第3章

# トラブル防止のために協議しておきたい 金型等に関する契約条項・ 管理体制構築の留意点

【この章のエッセンス】

- 金型等の代金の支払方法、所有権の帰属・移転時期、保管費用の負担、保管期間終了後の処理等について、発注者と受注者間で協議のうえで、書面にて取り決めることが重要である。
- 発注者としては、自ら金型等の管理台帳を作成するとともに、契約書において、受注者に対して、保管台帳を作成させることを義務づけることが有用である。
- 型管理に係る社内マニュアルを策

定し、社内における教育・研修を通じて周知活動を通じて、当該マニュアルに従った運用を継続することが重要である。

## 契約条項

金型等の取引をめぐるトラブルの多くは、「合意の曖昧さ」から生じているといえる。具体的には、金型等の代金の支払方法、所有権の帰属・移転時期、保管費用の負担、保管期間終了後の処理、図面や加工データ

等の知的財産権やノウハウの権利関係等について、口頭や慣行ベースで処理されてきたことが結果としてさまざまなトラブルの原因となっている。

金型等の取引における契約交渉において、発注者（委託事業者）と受注者（中小受託事業者）とでは関心事・リスク認識が大きく異なるため、すべてについて網羅的に解説することは困難であるが、基本的な交渉上のポイントについて、図表4において整理する。

図表4の他、金型等の代金の支払

方法、所有権の帰属・移転時期、保管費用の負担、廃棄・返却の手続等に係る一般的な条項例は、「型取引の適正化推進協議会報告書」（2019年12月）の附属資料に記載がある。また、製造委託や共同開発等における秘密保持契約書、共同開発契約書、知的財産権等の取扱いに関する契約書のひな形や知的財産取引に関するガイドライン（中小企業庁、令和8年1月改正）等が中小企業庁のWEBサイト<sup>(10)</sup>で公開されているので、あわせて参照されたい。

<sup>(10)</sup> [https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai\\_guideline.html](https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline.html)

## 管理体制の構築（型管理台帳、管理マニュアルの作成）

前述のように、金型等の無償保管を理由とする取適法に基づく勧告件数は、類例のないペースであり、日本を代表するような製造業大手が次々と勧告を受けている。これまでの金型等に係る商慣習がこのようない事態が生じた問題の根底にあるといえるが、そもそも「どの金型等がどこにあり、いつ最後に使われたか」を把握していなかったという金型等